

平成 30 年 12 月

各 位

大 阪 市

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う取扱いについて

消費税法、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が、平成 31 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、改正後の消費税及び地方消費税の税率（以下「新消費税率」という。）が 10%になります。

ただし、改正消費税法において、施行日以後に行われる資産の譲渡等のうち、一定のものについては、改正前の消費税及び地方消費税の税率（以下「現行の消費税率」という。）の 8%を適用することとするなどの経過措置を設けられていることから、大阪市における取扱いを定めましたので、お知らせします。

記

1 基本方針

平成 31 年 9 月 30 日までに契約締結を行う案件については、新消費税率 10%が適用される契約の場合であっても現行の消費税率 8%で契約締結するものとし、平成 31 年 10 月 1 日以降、速やかに契約変更により消費税及び地方消費税の増額分について契約金額の変更を行うこととします。

2 平成 31 年 9 月 30 日までに契約締結する案件について

(1) 入札公告

平成 31 年 9 月 30 日までに契約締結を行う案件については、現行の消費税率 8%で入札公告を行います。また、平成 31 年 1 月 1 日以降の入札公告においては、新消費税率 10%の適用対象となる契約案件について、入札公告時に『平成 31 年 10 月 1 日以降、新消費税率 10%の適用により課されることとなる消費税額分については、契約金額の変更を行う。』旨を明記します。

(2) 入札

平成 31 年 9 月 30 日までに執行する大阪市における入札の予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「予定価格等」という。）にあつては、現行の消費

税率 8% で積算し設定しています。入札に参加される際は、入札書に消費税法及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載してください。

(3) 契約締結

平成 31 年 9 月 30 日までの契約締結にあつては、現行の消費税率 8% で契約を行い、新消費税率 10% が適用される契約については、契約約款に変更契約を行う旨の附則を設けることとします。

3 平成 31 年 9 月 30 日までに入札を行い、平成 31 年 10 月 1 日以降に契約締結する案件について

(1) 入札公告

平成 31 年 9 月 30 日までに入札を行う案件については、現行の消費税率 8% で入札公告を行います。ただし、契約締結時には、新消費税率 10% での契約となります。

(2) 入札

平成 31 年 9 月 30 日までに執行する入札の本市における予定価格等にあつては、現行の消費税率 8% で積算し設定しています。入札に参加される際は、入札書に消費税法及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載してください。

(3) 契約締結

平成 31 年 10 月 1 日以降の契約締結にあつては、契約締結時に新消費税率 10% で契約締結を行うこととします。

お問い合わせ先

大阪市契約管財局契約部契約制度課（契約制度グループ）

電話番号 06-6484-7062